平成２３年（フ）第８４６３号
大阪府豊中市待兼山町32番17号
債務者　森　　順次
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７１５号
大阪府枚方市宮之阪２丁目５番23号
債務者　田原　　健
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４２８号
東京都八王子市諏訪町307番地２グレンモアスワＡ館408号
債務者　内田　胤郎
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月１日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１４２９号
東京都八王子市美山町1283番地18
債務者　武田　美栄（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月１日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１４３０号
東京都調布市多摩川１丁目７番地１レクセルガーデン調布113
債務者　佐竹　　泉（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月１日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１６５１号
東京都あきる野市草花3044番地１グラスフローラ102号
債務者　貝森　孝枝
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２９６号
長崎県佐世保市小佐世保町９番14号
債務者　松崎　裕明
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第３０３号
長崎県佐世保市吉井町直谷1170番地
債務者　中里　繁則
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１４８号
岡山県津山市神戸69番地１
債務者　入江　悠太
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月12日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第１５０号
岡山県美作市上相1159番地
債務者　中村　清吾
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月12日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第１５５号
岡山県津山市川崎741番地11
債務者　髙山　貞二
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月12日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第２９５５号
横浜市港北区師岡町96番地１　テラス・サンハウス101号室
債務者　辻野　直人
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２５７号
横浜市中区松影町３－９－５、住民票上の住所横浜市港南区野庭町673番地　野庭住宅２棟106号
債務者　竹澤　紀英
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２９６号
横浜市戸塚区平戸町1147番地　武井アパート102号
債務者　古川　尚司
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３５９号
横浜市保土ケ谷区和田２丁目15番７―407号
債務者　成田　　將
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６６６号
東京都昭島市中神町1260番地いこいの家
債務者　西貝　恵子
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部